○小山市ふれあい健康センター条例

平成11年3月23日

条例第2号

改正 平成17年3月31日条例第14号

平成17年9月30日条例第34号

平成18年12月28日条例第43号

平成29年12月27日条例第30号

(設置)

第1条 市民、特に高齢者に対して各種サービスを提供し、福祉の向上を図るため、 小山市ふれあい健康センター(以下「健康センター」という。)を設置する。 (名称及び位置)

第2条 健康センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小山市ふれあい健康センター	小山市大字外城546番地

(施設)

- 第3条 健康センターは、次に掲げる施設をもって構成する。
 - (1) 老人福祉センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7 に規定する老人福祉センター)
 - (2) デイサービスセンター・アカシヤ(老人福祉法第20条の2の2に規定する 老人デイサービスセンター)

(施設の事業)

第4条 健康センターにおいては、別表第1左欄に掲げる施設に応じ、それぞれ同 表中欄に掲げる事業を行うものとする。

(利用対象者)

第5条 健康センターの施設を利用することができる者は、別表第1左欄に掲げる 施設に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者とする。 (利用の許可)

- 第6条 老人福祉センター又はデイサービスセンター・アカシヤを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更し、又はその利用を取り消す場合も、同様とする。
- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「利用の許可」 という。)に条件を付けることができる。

(利用の許可の制限)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 営利を目的とした催事等を行うと認められるとき。
 - (3) 暴力排除の趣旨に反する利用と認められるとき。
 - (4) 管理上支障があると認めるとき。
 - (5) その他市長が利用させることが適当でないと認めるとき。

(使用料等)

- 第8条 老人福祉センターの利用の許可を受けた者は、別表第2及び別表第3に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 デイサービスセンター・アカシヤの利用の許可を受けた者は、サービスに要す る実費の範囲以内において市長が定める額を納付しなければならない。
- 3 使用料等は、利用の許可の際、納付しなければならない。ただし、市長が特に その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第10条 納付された使用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると 認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 (利用者の義務)

第11条 健康センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、この条例及びこれに基づく規則の規定、利用の許可に付けられた条件並びに市長の指示に従わなければならない。

(利用の許可の取消し及び利用の中止命令)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、 又は利用の中止を命ずることができる。
 - (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
 - (2) その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 前項第1号の規定に該当したことにより利用の許可を取り消し、又は利用の中 止を命じた場合において利用者が損害を受けたときは、市長は、その責めを負わ ない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によって建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第14条 市長は、健康センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に健康センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

- 第15条 前条の規定により指定管理者に健康センターの管理を行わせる場合の指 定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 第4条に掲げる事業の計画及び実施に関するもの
 - (2) 健康センターの施設及びこれに付属する設備等(以下「施設等」という。) の利用の許可に関するもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、健康センターの運営に関し必要なもの(市長のみの権限に属するものを除く。)

(利用料)

- 第16条 第14条の規定により指定管理者に健康センターの管理を行わせる場合は、第8条に規定する使用料等は、利用料とする。
- 2 前項の利用料は、指定管理者の収入とすることができる。

(指定管理者への適用)

第17条 第14条の規定により指定管理者に健康センターの管理を行わせる場合における第6条から第12条(第8条第2項を除く。)までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、健康センターに関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 小山市老人福祉センター設置、管理及び使用料条例(昭和46年条例第2号) は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月27日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の公の施設の相互利用に関する協定の締結に伴う関係条例の整備に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、この条例の施行の日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条、第5条関係)

施設の名称	事業	利用できる者
老人福祉センタ	(1) 老人の各種の相談に関するこ	(1) 市内又は栃木市、下
	と。	都賀郡野木町、茨城県古河
	(2) 老人の教養の向上及びレクリエ	市、群馬県邑楽郡板倉町若
	ーションに関すること。	しくは埼玉県加須市に居
	(3) 老人の機能回復訓練に関するこ	住する60歳以上の者
	と。	(2) 前号に掲げる者の利
	(4) 市民の健康の増進及び市民間の	用に支障がないと認める
	交流を促進する事業並びに社会福祉	ときの前号以外の者
	意識の醸成を図る事業	
	(5) その他市長が必要があると認め	
	る事業	
デイサービスセ	(1) 基本事業	市内に居住するおおむね
ンター・アカシ	• 生活指導	65歳以上の者であって、身体
7	• 日常動作訓練	が虚弱のために日常生活を
	• 養護	営むのに支障があるもの及
	• 家庭介護者教室	びこれに準ずるもの。ただ
	・健康チェック	し、精神保健法(昭和25年法
	• 送迎	律第123号)、感染症の予防
	(2) 通所事業	及び感染症の患者に対する
	・入浴サービス	医療に関する法律(平成10
	・給食サービス	年法律第114号)等の規定に
	上記のサービス内容のうち、対象老	基づき、医療機関に入所され
	人に必要と認められるもの。	るべき者を除く。

別表第2(第8条関係)

老人福祉センター使用料

区分	市内居住者	市外居住者	
60歳以上の者	1回 100円	1回 200円	
小学生及び中学生			
乳幼児	無料	無料	
一般	1回 300円	1回 500円	
60歳以上の者30人以上	 1割引の額	 1割引の額	
100人未満の団体			
60歳以上の者100人以上	 2割引の額	 2割引の額	
の団体			
回数券	11回券でそれぞれの区分の10回分の額		

備考 市外居住者であっても、栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県 邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に居住する者は、市内居住者とみなす。

別表第3(第8条関係)

老人福祉センター教養娯楽室等使用料

区分	午前	午後	夜間
	午前9時30分から午後	午後1時から午後4時	午後4時30分から午
	12時30分まで	まで	後7時まで
教養娯楽室・実習	500円	500円	500円
室・和室「せきれい」			

備考 市民以外の者(栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県邑楽郡板 倉町及び埼玉県加須市に居住する者を除く。)が利用する場合は、表に定める 額の2倍とする。